

名古屋市農業委員会 令和4年第3回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年3月22日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時44分
2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
3 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	9 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者(証人、参考人、職員等)

事務局職員(係長級以下)7人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第17号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第18号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第19号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第20号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第21号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第22号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第23号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について

第24号議案 名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

(4) その他

(5) 閉会

令和4年第3回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1番	小 畠 盛 夫 委員		
3番	原 田 晴 充 委員	4番	近 藤 正 俊 委員
		6番	石 田 正 彦 委員
7番	川 本 美 幸 委員		
9番	布 目 巳 佐 子 委員	10番	二 村 利 久 委員
		12番	岩 田 公 雄 委員
13番	清 水 久 一 委員		
		16番	横 井 庸 一 郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18番	山 口 儀 明 委員
19番	若 松 邦 義 委員	20番	木 村 幸 廣 委員
23番	安 井 正 敏 委員		
		26番	竹 川 孝 司 委員
		28番	安 井 秀 樹 委員

令和4年第3回総会（令和4年3月22日）

開会（午後2時00分）

農政課長	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和4年第3回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ただいまより、令和4年第3回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の議案といたしまして、第17号議案「農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」から、第24号議案「名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について」までの8議案の審議を行います。また、報告事項を2件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は16人中10人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は12人中6人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の50音順により、清水久一委員及び原田晴充委員の両委員をお願いいたします。</p>

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 17 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-14 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-14 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、3 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が、息子に、家族間で農地を譲渡するために許可申請されたものです。

申請地の港区東茶屋四丁目の 1 筆は田で、田植え前の状況で、良好に管理されていました。

なお、譲受人の農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。</p>
委員	<p>特にないようです。それでは、第 17 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>異議なし。</p>
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 17 号議案の案件は、許可することといたします。</p> <p>次に、第 18 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。</p>
東部・緑農政課長	<p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-15 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p> <p>受付番号 1-15 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、3 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-15 願い出の農地の、名東区高針荒田の 1 筆には、ミカンや柿が、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆には、柿が、同 1 筆には、ネギや白菜が、それぞれ栽培されており、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-16 及び 2-17 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。</p>

西部・守山
農政課長

受付番号 2-16 と 2-17 の農地について、3月3日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-16 は 2 筆とも畑で、ミカンが作付けされていました。

申請者の母がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-17 は 2 筆とも田で、それぞれ水稻収穫済みでした。

申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-8 の農地につきまして、3月3日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

願い出のありました中川区小本二丁目の 1 筆の畑は、タマネギ、大根、ニンジンなどが作付けされ、昨年お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 4-6 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長 受付番号 4-6 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、3 月 2 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、生産緑地である港区西茶屋二丁目の 1 筆において主たる従事者が、願出者の母であることにつき、証明を願い出たものです。

願出者の母は、10 年ほど前に脳梗塞で倒れ、併せて、めまい症も発症しており、農作業が不可能になったことは、事務局が医師の診断書と本人との面談により確認しております。

なお、本件願い出に係る生産緑地の現況につきまして、調査した結果、区画整理中の仮換地で、耕作準備中の状況でした。

これらの事実から、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 18 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 18 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 19 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-61 から 1-64 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-61 から 1-64 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、3 月 2 日と 3 月 3 日の両日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-61、南区本星崎町字本城の 5 筆は、一体で、タマネギなどが栽培されているほか、耕作準備中となっていました。

なお、当該申請地の一部につきまして、後ほどの第 21 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について、ご審議いただく予定です。

受付番号 1-62、緑区熊の前一丁目の 1 筆には、ミカンが、栽培されていました。

受付番号 1-63、天白区境根町の 4 筆には、一体で、ネギなどが、同 6 筆には、一体で、タマネギが、栽培されていました。同 3 筆は、耕作準備中。同 4 筆には、一体で、ネギやタマネギなどが、笹原町の 2 筆には、一体で、ネギが、菅田三丁目の 1 筆には、カリフラワー、スイートコーンが、同 1 筆には、ミカンが、それぞれ栽培されていました。

受付番号 1-64、名東区新宿二丁目の 2 筆には、一体で、白菜などの野菜のほか、柿やミカンなどの果樹が栽培されていました。いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引

引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 4-20 及び 4-21 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長 受付番号 4-20 及び 4-21 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、3月3日と4日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-20 の 5 筆、及び、4-21 の 3 筆の申請地につきましては田として、田植え前の状況で良好に管理されておりました。

以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 19 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 19 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 20 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-3 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、3 月 4 日に調査した結果を報告します。

本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区明正一丁目始め 3 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。

申請地の 3 筆の内 2 筆及び 1 筆の一部は田で、田植え前の状況で、3 筆の内 1 筆の一部は畑で、タマネギ、ブロッコリーが作付けされており、いずれも農地として良好に管理されておりました。

また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みであることにつきましても確認しております。

以上、調査の結果、適格者として問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 20 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 20 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 21 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

本件につきまして、担当委員さんと事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

申請地は、南区本星崎町字本城始め 4 筆の一部、対象面積 70 平方メートルで、地目は全て畑、現在、耕作準備中となっています。

なお、先ほど第 19 号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願でご審議をいただきました「受付番号 1-61」の農

地の一部となっています。

お手元の配付資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が記載されています。

まず初めに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、キュウリ、ナス、カボチャなどの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量の7割程度を北区の「大曾根朝市」や中区の「オーガニックファーマーズ朝市」に、月2回出店し、販売する予定です。

第1号の「2」につきましては、所有者と借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、農地の美化管理を貸人と協力して行うとしています。

第3号について、申請者が現在耕作に供している農地はありませんが、今回借り受ける農地については、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第4号については、「使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる」旨の記載がされております。

第5号につきましては、野菜残渣を放置しない等、獣害被害対策を協力して行うとしています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

清水委員 前の時に出てきた本城の地番は結構あるんですけど、面積が、今回、部分部分、一部一部こんな少しづつ一括して借りるんじゃないくて、どうして分担して一括一括借りることになったか、ちょっと説明だけお願いします。

東部・緑農政課長 地番自体は、バラバラになっておりますが一団の5筆については、農地になっておまして、そのうちの真ん中辺とってはあれですけど、それぞれ軸を抱えるような形での70平米区画分を区切りまして、その分を借りるという形で、たまたま4筆にまたがっております、その70平米についてはまとまった形になっております。

だいたい7メートルかける11メートル、それぐらいの少しいびつではありますけど、そのような形になってます。

議長（会長） よろしいですか。

清水委員 バラバラで不思議に思いました。

議長（会長） その他、何かご質問等ございますでしょうか。

他にないようです。それではここで、第21号議案の議決の案を読み上げます。10ページをご覧ください。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定

について

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第3項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。

理由としましては、当該計画は、第4条第3項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。

それでは、第21号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第21号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

次に、第22号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。

審議のポイントについては、19ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第5号の、いわゆる5要件を満たしているかどうかポイントになります。

具体的には、

一、農用地等以外の用途に供することが国土資源の合理的な利用の見地から必要かつその規模が適当であり、農用地区域外の土地で代えることが困難であるか。

二、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化及び土

地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないか。

三、担い手の農用地利用集積に影響を及ぼすおそれがないと認められるか。

四、農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないか。

五、農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるか。

になります。

それでは、18 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-2 の農地につきまして、3月4日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、申出者がこのたび、申出地、中川区水里三丁目の1筆の田、面積 273 平米に分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行うものです。

申出者は義父が所有する現住所地に妻と子、家族 5 人で居住しておりますが、このたび義父の兄が現住所地に帰ってくることとなり、継続して住むことができなくなったことから自己住宅の建築を考えました。

土地の選定にあたっては、申出者が現在管理している農地を耕作しやすい場所で土地を探してきましたが、適地が見つからず、義父に相談した結果、義父の所有地を紹介されるに至ったものです。

当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、他に適地がなく、所有者である義父の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

申出地の東側は田、北側及び西側は道路、南側は宅地となっており、被害の防除には配慮するとのことでした。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、富田町土地改良区の排水権利者同意書もあることから、除外を認めることもやむを得ないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 22 号議案の議決の案を読み上げます。17 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 22 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 22 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 23 号議案、名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政係長

それでは、第 23 号議案についてご説明いたします。20 ページをご覧ください。

本件議案につきましては、令和 4 年 4 月 1 日付けの名古屋市における農政組織の改正に伴い、農業委員会事務局規程についても所要の改正を行うものでございます。

まず、特定生産緑地制度に係る業務の収束に伴いまして、名古屋市におきましては生産緑地等を担当しておりました主査が廃止されるとともに、新たに都市農業支援を担当する主査が設けられることとなりました。

これに伴いまして、充て職となっております本農業委員会事務局の主査を、新設の主査が兼職することとなるものでございます。

本規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日からの施行となります。

21 ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上が、農業委員会事務局規程の改正内

容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただいま、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、お諮りいたします。第 23 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 23 号議案は原案のとおり改正することといたします。

次に、第 24 号議案、名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政係長 それでは、第 24 号議案についてご説明いたします。22 ページをご覧ください。

本件議案は、事務局において処理をしております、主に納税猶予に関する証明事務につきまして、本規程の申請書等区分表に新たに項目を設けるものでございます。

本規程の改正は、令和 4 年 4 月 1 日からの施行となります。

23 ページに新旧対照を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。23 ページの番号 128、132、133 を付け加えるものでございます。以上が、農業委員会事務局規程の改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にはないようです。それでは、お諮りいたします。第 24 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長（会長）	<p>ご異議なしと認め、第 24 号議案は原案のとおり改正することといたします。</p> <p>本日予定しました議案は、以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。</p>
農政課長	<p>それでは、令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、1 ページから 8 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 14 件</p> <p>続いて、9 ページから 12 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 14 件</p> <p>続いて、13 ページから 40 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 82 件</p>

続いて、41 ページから 42 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 5 件

続いて、43 ページから 46 ページにかけて、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 10 件

続いて、47 ページから 48 ページにかけて、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 4 件

続いて、49 ページですが、現況証明願についてが 1 件

続いて、50 ページですが、転用届出に係る訂正願が 2 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

本件は、中川区内の 2 か所の農地に一時転用として設置された営農型太陽光発電設備に関しまして、耕作地が発電設備の下部に位置することにより収穫量に影響が出ていないかという観点から、当該農地の収穫状況についてご報告させていただくものです。

まず、お手元の資料「報告 2-1」をご覧ください。

本件は、当初平成 27 年 7 月の農地部会、直近では令和 2 年

3月の総会でご審議いただき、農地法第4条の規定による3年間の農地の一時転用として許可をした、富永四丁目の案件です。

14ページの「意見書」をご覧ください。

「表1」に記載のとおり、本農地ではブロッコリー、サトイモ、ミカンを栽培しており、ブロッコリーについては、地域の平均反収に対して83.4パーセント、サトイモについては同86.5パーセント、ミカンについては、まだ木が生育途中のため、同39.7パーセントの収穫となりました。

次に、資料「報告2-2」をご覧ください。

本件は、当初平成29年2月の農地部会、その後令和2年1月の総会でご審議いただき、農地法第5条の規定による3年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の案件です。

15ページの「意見書」をご覧ください。

「表1」に記載のとおり、本農地では、ミカン、大根、はつか大根、小松菜、こかぶを栽培しております。

ミカンについては若木のため、地域の平均反収の3.8パーセント、大根については同84.2パーセント、はつか大根については同140.6パーセント、小松菜については同131.8パーセント、こかぶについては同85パーセントの収穫となりました。

以上、いずれの農地も、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な減収の影響は認められないと思われれます。報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

その他、連絡事項2点ございます。

1点目です。2月分、3月分の農業委員会活動記録の提出について、ご連絡いたします。

お伝えしているところではございますが、2月分及び3月分の活動記録につきまして、本日3月22日までご提出をお願いしているものでございます。もし提出がまだということでございましたら、大変恐縮でございますが、急ぎ地区農政課へご提出いただきますよう、お願いいたします。

2点目、研修資料の配布についてです。

新型コロナウイルス感染拡大を受け中止となりました、令和3年度農業委員農地利用最適化推進委員研修の資料、緑の封筒に入っているものでございますが、配付してございます。後ほどお持ち帰りいただくようお願いいたします。内容につきましては一部ご紹介をさしあげます。

9月14日に尾張会場での研修会では、岩田会長から名古屋市農業委員会における農業施策等に関する意見書の提出につきまして講演いただきました。資料に沿いまして意見書の作成から提出までの活動や流れをご説明していただきました。

連絡事項は以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、閉会前に少し時間をいただきまして、事務局次長、農政課長、それから、港農政課長が今年度をもちまして退職となりますので、ご挨拶をいただきます。

それでは、事務局次長、お願いいたします。

事務局次長

総会審議お疲れ様でございました。事務局次長の谷口でございます。岩田会長始め、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様、一年間お世話になりました。コロナ禍において日々行動自粛とか感染防止をしながらの総会の参加及び、地区農政の方と現地調査等、委員会運営にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

私としては、農業委員の16名、推進委員の12名の28名のみなさんの全員参加の総会ができることを祈っておりましたが、やはりコロナがどれだけ影響が大きいかということがございまして、非常に残念ではございますが、でも毎月総会が開催をされたことにつきましては、みなさん本当にありがとうございます。4月以降も引き続きみなさまの農業委員会のお力添えをいただきますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが退職の挨拶とかえさせていただきます。本当に一年間ありがとうございました。

議長（会長）

次に、農政課長、お願いいたします。

農政課長

農政課長の山中でございます。私は三年間こちらのほうでお世話になりました。大変ありがとうございました。最初替わってきたとき、農政経験はほとんどなかったものですから、言葉の意味からわからなくて、これは大変なところだなと思ったこ

とを記憶しております。ただ三年間のうち先ほど事務局次長も言われましたけど、活動できたのは最初の一年間だけで、残りの二年はいろんなイベントごととか、そういったものがほとんど吹っ飛んでしまったなど、それがちょっと心残りで、特に心残りなのが、二年前の夏に予定してました研修旅行が、これも吹っ飛んでしまって、当時「麒麟がくる」という大河ドラマを見てたものですから、こういう機会じゃなきゃ行けないなと思って楽しみにしてたところだったんですけども、これもなくなってしまったというところがあります。順調にいけば来年の夏ごろが皆様方の研修旅行の機会になるんですが、そのころまでには何とかコロナが収まって通常通りやっていただけると、前回の分も含めて行っていただければなあと思う次第でございます。

名古屋の農業いろいろ課題がある中で皆様方もご尽力をいただいているところだと思うんですが、我々としても微力ではありますが来年以降、名古屋の農業を盛り上げていく、支援していくような取り組みを徐々にではありますが進めていきたいなと思っているところでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。どうも三年間ありがとうございました。

議長（会長）

次に、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港農政課長の藤井でございます。二年間ございましたけど本当にありがとうございました。

ちょうどコロナが始まりまして、まるっと二年経っております。先ほど次長と農政課長のほうからもおっしゃられましたけど、まるっと何もイベントごとができなかったなかで、港農政課としましては、若干ですけれども戸田川緑地のほうでトラック市等を開くことができて、ちょうどその時、これで3回

やりましたがちょうど落ち着いた時でございまして、何とかやりきれたかなというのが今の私の心境でございます。

皆様方のご支援、ご指導いただきまして二年間無事に過ごすことができたと思います。本当にありがとうございました。

議長（会長）

長い間お疲れさま、ご苦労様でございました。

本来だったら懇親会でも開いてっていうことを考えたいところですが、こういう状態ですのでできませんので、皆さん見送りってことで拍手でもしたらいかがかと思いますが、よろしかったら。

【拍手】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和4年第3回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時44分）